

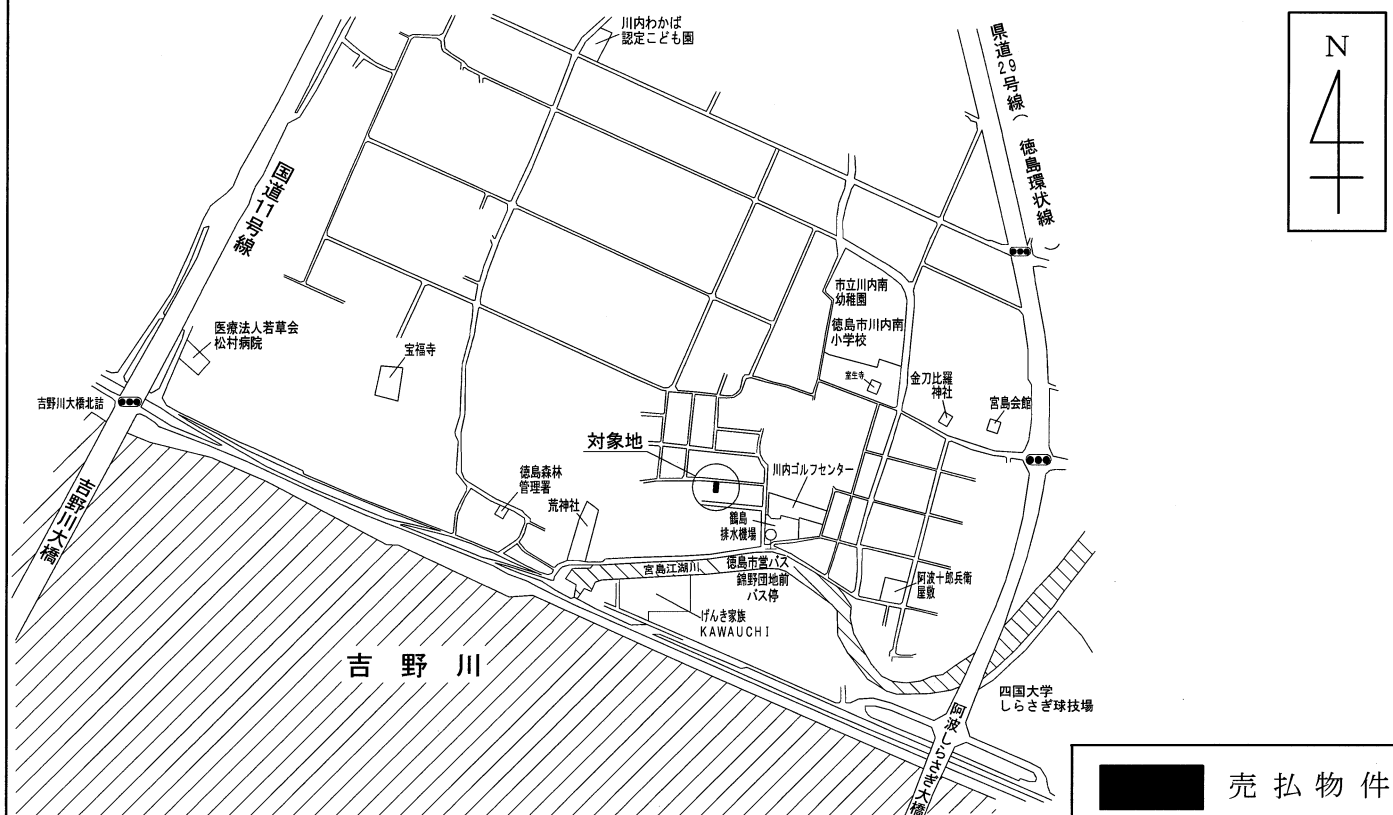
物 件 調 査 書

物件番号 2201

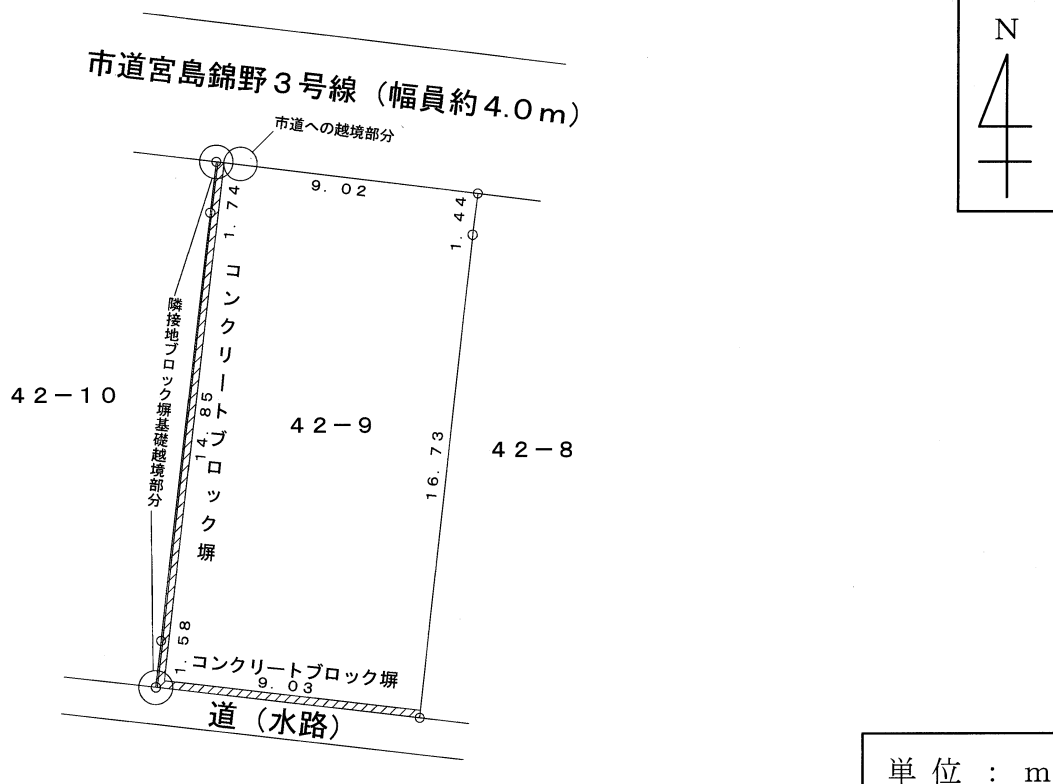
所在地		徳島県徳島市川内町宮島錦野42番9							
住居表示									
現況地目		宅地				163.97㎡		工作物	一式
及び面積等								立木竹	—
登記簿 記載事項	地番	42番9							
	地目	宅地							
	数量	163.97㎡							
接面道路 の状況		北側 舗装市道 幅員約 4.0 m (法第42条第1項第1号道路)							
法令に基づく 制限	建築基準法 都市計画法	市街化調整区域							
		用途地域	指定なし						
		地域・地区	指定なし						
		建蔽率	70%						
		容積率	200%						
		高度制限	指定なし						
		防火指定	指定なし						
	その他	建築基準法第22条 都市計画法第34条又は第43条 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項 都市再生特別措置法第88条、第108条							
	私道の負担等 に関する事項		私道負担	無	負担の内容				
		道路後退	無	負担の内容					
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況			施設整備の 特別負担の有無		
	電気	接面道路配線	有	—			—		
	公営水道	接面道路配管	有	下記参考事項欄のとおり			未定		
	公共下水道	接面道路配管	無	未定			未定		
	都市ガス	接面道路配管	無	未定			未定		
交通機関	鉄道等 バス	— 徳島市営バス 錦野団地前バス停の 北西方 約0.2km 徒歩3分							
公共施設		徳島市役所川内支所		川内南小学校		川内中学校			
参考 事項	◎本物件は、現状有姿による売払いです。 ◎本地は、市街化調整区域内に存するため、建物の建築等に際しては、都市計画法第34条又は第43条の許可が必要です。（問い合わせ先：徳島市都市建設部建築指導課） ◎本地は都市機能誘導区域外、居住促進区域外に存するため、都市機能誘導施設の建築や一定規模の開発行為等を行う場合は、都市再生特別措置法第88条又は第108条の届出が必要になります。（問い合わせ先：徳島市都市建設部都市建設政策課） ◎本地は、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の規定により、津波災害警戒区域に指定されています。（問い合わせ先：徳島県危機管理環境部とくしまゼロ作戦課） ◎本地は以前、国の宿舍敷地でした。 ◎本地の上水道の引込みに当たっては、徳島市上下水道局と協議が必要なほか、前面道路埋設管所有者の同意が必要です。（問い合わせ先：徳島市上下水道局お客さまセンター給水装置係） ◎南側道路は水路にコンクリートブロック暗渠をしたものであり、敷地から当該水路への排水については、土地改良区の同意が必要となります。（問い合わせ先：川内土地改良区） ◎工作物一式の内訳は、囲障です。 ◎敷地西側、南側の境界部にコンクリートブロック塀が設置されています。 ◎東側隣接地は更地（露天駐車場）ですが、本地との間に囲障は設置されていません。 ◎西側隣接地から樹木が越境していますが、当事者間で確認書を交していません。 ◎敷地西側のブロック塀の一部が北側市道に越境しているほか、西側隣接地（42番10）のブロック塀の基礎が本地に越境しており、当事者間で確認書を交わしています。【詳細は、徳島財務事務所管財課備付資料をご覧ください。】 ◎本地を含む周辺地域は、徳島市により水防法に基づき水害ハザードマップが作成されています。詳細については、徳島市危機管理局危機管理課にご照会ください。 ◎「接面道路の状況」欄の「法」とは「建築基準法」を指しています。								

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

案 内 図



明 細 図



※ 案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

現 況 写 真

